

高齢者と高校生以下の

自転車用ヘルメットの購入費用を補助します

上限2,000円

購入費用の2分の1

を補助します






地空人くん



「豊山町自転車の安全利用の促進に関する条例」では、令和3年10月1日より自転車を利用されるすべての方のヘルメットの着用が努力義務となります。

本事業を活用してヘルメットを着用しましょう！



期間	令和3年4月1日以降にヘルメットを購入された方
対象者	町内在住の申請年度内に65歳以上になる高齢者と高校生以下の未成年 ※高校生以下の未成年の場合は、申請者は保護者の方となります。
補助金額	ヘルメット購入費用の2分の1（上限は2,000円）
対象ヘルメット	次の条件をすべて満たすもの ①町内外を問わず販売業者から購入した新品であること（オンライン購入も可） ②下記のいずれかの安全認証が付いていること  SGマーク  JCFマーク  CEマーク  GSマーク  CPSCマーク ※ヘルメット購入時にマークがついているか必ず確認して下さい。
申請方法	以下のものを防災安全課（役場3階13番窓口）に提出 ①自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（窓口で配布） ②ヘルメットの領収書（写しも可） ③ヘルメットの安全認証適合を確認できる書類など（ヘルメット現物提示でも可） ④振込希望の口座情報が分かるもの（①に記入していただきます。） ※申請は <u>使用者1人</u> につき1回限り